政策会議付議事案書(令和6年1月25日) 提案課名 文化振興課 報告者名 小泉 誠

事案名

財団法人設立による新たな文化振興について

資料 有

目的·必要

本市の水とみどりに囲まれた豊かな自然環境のもと、多くの市民が親しみ継承してきた芸術文化、郷土の伝統文化及び文化財は心豊かな活力ある地域社会の形成にとって重要な役割を持っています。

少子・高齢化により文化芸術活動の継続や文化財の継承が難しくなっている中、文化振興のための寄附の受け皿となるとともに、市民が文化芸術に親しみ、活用し、継承するため、文化による新たな地域振興に助成し、また自ら行うことで、将来に向かって文化芸術の継承、発展及び創造に寄与することを目的とする財団法人を設立し、より一層の文化振興を図るものです。

平成3年度 秦野市総合計画第2次基本計画において、市民の創意が反映された自主的な文化活動を行う運営組織として財団法人の設立が位置付けられ、その基本財産を出損するため文化振興基金を設置

平成9年度 文化振興基金を市文化事業へ充当するため、施行規則改正

平成25年度 平成24年3月の秦野市文化振興基金活性化検討委員会からの提言を受け、 政策会議で公立文化施設を運営するための財団法人を設立しないこと、設立 のための出捐金を廃止することを決定

> 秦野市文化振興基金懇話会から文化振興基金の活用方法について意見が 示され、重点的に取り組むべき内容がまとめられた。

- ・青少年が文化芸術に親しむ機会の充実
- ・個人、団体が行う文化芸術活動に対する支援
- ・寄附が募りやすい環境を整備
- ・文化芸術振興をするための効果的な推進体制の構築

平成30年度 文化振興基金活用事業助成制度開始

令和2年度 新たな文化振興基金の活用について、検討開始

令和4年度 文化芸術の振興、文化財を未来へ継承するための助成を目的とする財団法 人設立及び運営の支援について、具体的に検討

政策会議に付議 現実性のある計画になるよう、引き続き検討となった 令和5年度 秦野市文化芸術振興の在り方検討懇話会を3回開催し、財団法人設立に向 けて検討し、財団法人の必要性等について意見を受けた。

経過 •検討結

決定等を要する事項

- 1 文化芸術を振興、文化財を未来へ継承するための助成を目的とする、公益財団法人を目指した一般財団法人を設立すること
- 2 法人設立に当たり、中栄信用金庫からの寄附金を活用し、市から基本財産を出捐すること
- 3 財団法人による文化振興助成事業に当たり、補助金を支出し、財団運営が安定するまで継続して運営を支援すること
- 4 財団法人が公益認定された後、秦野市文化振興基金を廃止し、その財産を継承させること

令和6年2月 市議会会派懇談会での説明

令和6年3月 令和6年度一般会計予算に関係予算を計上し、議会の議決

令和6年4月 関係法規の改正、一般財団法人設立手続き開始

令和6年6月~7月 一般財団法人登記申請(設立)

令和6年7月~8月 公益認定申請書提出

令和6年9月~10月 公益財団法人へ移行

令和6年12月 令和7年度助成事業募集開始

令和7年4月以降 令和7年度助成事業交付決定、助成

令和7年度以降も補助金を支出し、運営を支援

今後の取扱い

秦野市文化振興財団(仮称)について

1 概要

(1) 目的

本市の水とみどりに囲まれた豊かな自然環境のもと、多くの市民が親しみ継承してきた芸術文化、郷土の伝統文化及び文化財は心豊かな活力ある地域社会の形成にとって重要な役割を持っている。

少子・高齢化により文化芸術活動の継続や文化財の継承が難しくなっている中、文化振興のための寄附の受け皿となるとともに、市民が文化芸術に親しみ、活用し、継承するため、文化による新たな地域振興に助成し、また自ら行うことで、将来に向かって文化芸術の継承、発展及び創造に寄与することを目的とする。

(2) 設立

令和6年度中に財団法人設立及び公益法人化を目指す。

(3) 出捐金

500万円(中栄信用金庫からの寄附金を利用)

(4) 事業運営時期

令和7年度から事業運営開始

※ 令和6年度は市において、現行の文化振興基金活用事業助成制度を 継続する。

(5) 役員

ア 評議員6名(最低人数3名)

イ 理事10名(最低人数3名)

ウ 監事1名

工 審查員8名(文化振興6名、文化財2名)

※ 理事との兼任は不可

(6) 事務局

ア 人員

週4日勤務の非常勤職員1名を財団法人で雇用(文化振興課職員は連絡調整事務として事務局を支援)

※ 主に文化振興及び文化財所管課職員や専門家等との連絡調整事務

イ 事務所

文化振興課事務室内

(7) 財団運営財源

出捐金等設立費用、事務所運営経費(設立初年度)、役員報酬等、事務 局職員雇用経費(必要な事務用品も含む。)については、市から支援する。

(8) 財源確保方策

ア 寄附金

- (ア) クラウドファンディング
- (イ) 各事業者への寄附依頼(商工会議所と連携)
- イ 自主事業収入(参加料、グッズ販売)
- ウ 替助会員会費
- (9) 市からの支援

ア 市一般予算による補助金交付(人件費、庶務的経費等)

イ 秦野市文化振興基金を助成事業の財源として継承(約6,000万円)

- 2 事業内容
- (1) 助成事業
 - ア 次世代育成を目的とする事業への助成
 - イ 大規模、新規、周年記念事業への助成
 - ウ 文化財保護事業への助成
 - (ア) 指定・登録文化財

文化財保護法に基づく指定及び登録文化財の修繕事業のうち、国、 県、市から助成金が交付されない場合に、助成できる制度とする。

(d) 指定·登録文化財以外

秦野市の文化・歴史遺産として価値があると認められるもの(市で 今後制定を検討する認定制度の対象となる文化財)の保護事業に対し て助成

- エ 文化財活用事業への助成
- (2) 受託事業

市の文化振興事業の受託 (例:彫刻鑑賞アートウォーキング)

※ 財団法人の運営が安定してきた場合、市展、文化祭等の受託を検討

(3) 自主事業

参加費を助成事業の財源とするため、有料で各種事業を実施する。

- ア 文化財鑑賞ツアー(市内寺院の開帳見学、文化財巡りツアー等)
- イ ワークショップ (文化芸術における次世代育成を目的とする。)
- ウ 芸術鑑賞(宮永作品特別展示等)

(4) 賛助会員制度

会費の対価として「(3) 自主事業」への優先参加又は割引等を特典に、 賛助会員制度を運営する。

3 市の役割

- (1) 運営補助金(出捐金等設立経費も含む。)の支出
- (2) 財団法人との連絡調整
- (3) 現行制度による大規模な文化財修繕事業への助成(文化財・市史担当)
- (4) 新たな文化財・文化遺産の発掘・認定(文化財・市史担当)